

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 101
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(12)	(12) 国際的な取組の推進
細項目	③	③アジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化 アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点を当て、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらの取組を通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。
該当施策名 (事業名)	アジア・太平洋輝く女性の交流事業	
該当施策の背景・目的	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。平成28年度から5か年にわたり実施することを想定。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 61,982 千円
		29年度予算額: 61,982 千円
		28年度歳出予算現額※1: 61,982 千円
		28年度決算額: 40,999 千円
		使用割合: 66.1 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性、アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性、かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国の女性、日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性、そして架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等を対象に「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力に関する調査を行う。また、「架け橋として活躍している女性から見た日本の魅力(仮)」をテーマとしたシンポジウムを開催し、男女共同参画担当大臣から感謝のメッセージを発信。同シンポジウムでは、架け橋女性及び関係者の交流会も開催。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	64		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	12-2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局総務課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

アジア・太平洋輝く女性の交流事業

課題・背景

アジア諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を開催する等により、女性の視点から、日本とアジア諸国との友好・信頼関係の深化を図る。

事業概要

調査事業

「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力等に関する調査
調査対象となる「架け橋女性」
(平成28年度)：

- ①日本国内及びアジア・太平洋諸国で活躍する日本人女性
 - ・アジア・太平洋諸国で起業した日本人女性
 - ・日本からアジア・太平洋諸国の現地企業等へ就職して現地で活躍している女性
 - ・日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性
- ②日本国内で活躍する外国人女性、又は日本に過去に居住経験があるアジア・太平洋諸国の外国人女性
 - ・アジア・太平洋諸国から、日本の大学・大学院等に留学するなどし、起業ないしは日本企業等へ就職している女性
 - ・過去に日本に居住経験があり、現在は日本での経験を生かして活躍しているアジア・太平洋諸国の外国人女性
- ③上記①及び②の女性の支援者・支援団体

シンポジウム・国際交流・感謝の意を示す場

シンポジウム及び国際交流の実施

- ・平成28年度は、特に起業の観点から架け橋として活躍している女性に焦点を当てて事業を実施。
- ・平成28年11月に、日本及びアジア・太平洋 海を越えて活躍する架け橋女性を招聘してのシンポジウム「アジア・太平洋 アジアの女性から〜」を東京にて開催。魅力〜起業家と企業人の世界から〜」を東京にて開催。
- ・シンポジウムには、加藤女性活躍・男女共同参画担当大臣からビデオメッセージが寄せられ、架け橋女性への感謝の意が示された。
- ・架け橋女性と一般参加者との国際交流も同時に実施。
- ・平成29年度は、東京及び大阪でシンポジウム・国際交流を開催予定。

調査検討委員会

- ・調査の企画・検討・とりまとめ等
- ・シンポジウム・国際交流の企画等
- ・委員（平成28年度）：
 - 女性起業家、女性起業支援者、グローバル人材育成に貢献する大学等関係者、関係省庁等

- 「架け橋女性」の視点からの日本の魅力の発信
- ・報告書の作成
 - ・内閣府HP、SNS等を使う等の幅広い情報発信 等

- ・架け橋女性の視点からみた、日本の魅力の発見、及び、その魅力の効果的な発信
- ・女性の視点を活かした、日本とアジア諸国との友好・信頼関係の深化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 102
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(12)	(12) 国際的な取組の推進
細項目	④	④中南米との農業・食産業分野における連携・交流関係の強化 我が国の食産業の展開等に資する中南米諸国と日本との関係の発展を図るため、我が国との間に農業交流関係が構築されている中南米4か国の日系農業者団体の女性部を我が国に招へいし、農協、地方の女性組織、農家等を訪問先として、地域における女性の役割・活動や女性の起業についての研修・交流を実施する。
該当施策名 (事業名)	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業	
該当施策の背景・目的	中南米4カ国(ブラジル、パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチン)と日本との間には農業交流関係が構築されており、世代交代が進む中、我が国の食産業の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図っていく必要があることから、日系農業者団体間の連携強化、若手や女性の日系農業者を対象にした研修、ビジネス創出に向けた交流を実施する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 70,000 千円 の内数
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1 — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	中南米4カ国の日系農業者団体間の連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じた次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本の地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施する。 このうち農業関係団体の女性部を対象にした研修では、日本に招へいし、日本の農業団体の女性部の活動をモデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	12-2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	-	
担当府省・担当課	農林水産省		
	大臣官房国際部海外投資・協力グループ		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業（新規）

平成30年度概算要求額 70（〇）百万円

背景・現状・課題

- 中南米の日系人は210万人以上と推定。近年、現地の日系社会は世代交代が進み、日系人のアイデンティティが薄れ、我が国との交流の希薄化が懸念される一方、若い世代は日本の先進的産業に関心。
- 当省は、中南米4カ国（ブラジル・パラグアイ・ボリビア・アルゼンチン）への農業移住事業のフォローアップとして、日系農業者団体間の連携強化、日系農業者と日本企業との交流や、現地での日本食普及の取組を実施。
- 平成26年7月から8月の安倍総理の中南米歴訪を受けて、官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」が、平成29年3月には官邸主導により、岸田外務大臣の下、「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」が設置。日系社会の世代交代や活動の裾野の広がりを踏まえた関係の強化について提言され、今後は更に、若い世代の取り込みや、日本の地方企業の中南米進出など、より幅広く交流を進め、ビジネス創出につなげる必要。

事業内容

- 1 中南米社会と日本における日系農業者等の連携交流
 - 日系農業者団体に加え、同団体に属さない日系農業者や日系の食産業関係者を交えた連携強化会議を開催し、組織間の連携を強化。
 - 連携強化会議に併せて、若手農業者等を対象にした交流会議を開催。
- 2 次世代リーダーとなる若手農業者等の育成
 - 若手農業者等や日系農協の女性農業者を対象に日本に招へいし、高付加価値化や6次産業化について、座学と実習を通じた研修を実施。
 - 若手農業者等を対象に日本人専門家を派遣し、栽培技術や食品加工、日本食について研修を実施するとともに、日本や中南米における農業先進地の視察や食品加工場等の視察を実施。
- 3 日本の地方企業とのビジネス創出
 - 中南米の県人会と繋がり深い都道府県との連携の下、研修で招へいた若手農業者等と地方公共団体や企業とのマッチングや、地方企業の中南米への派遣によるビジネスセミナーの開催により、日本の地方企業と日系農業者等とのビジネス創出を促進。



連携強化会議



農産物加工施設の視察



野菜苗移植機の実演

日系の農業者・食産業関係者との連携の強化や我が国の食産業の中南米への進出、我が国の農林水産物・食品の輸出促進に貢献。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 103
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	3	3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成
小項目	(12)	(12) 国際的な取組の推進
細項目	⑤	⑤ 第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催による、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の国際的な発展への貢献 ⑤ <u>各国・国際機関における取組を普及・共有することを目的として、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラム「第7回ジェンダー統計グローバルフォーラム」の平成30年度における我が国での開催に向けて、必要な準備を進める。</u>
該当施策名 (事業名)	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	
該当施策の背景・目的	本フォーラムは、ジェンダー関連統計の作成能力向上や知識の共有を目的とし、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである。これまで平成19(2007)年から28(2016)年までに合計6回開催され、各国・国際機関の取組の発表等により、知識・意見交換が成されてきた。我が国は、30(2018)年の次回(第7回)フォーラムの東京への招致について、国連統計委員会第48回会合(29(2017)年3月開催)において表明した。なお、東アジア地域でのフォーラム開催は初めてとなる。	
該当施策の政策手段の分類	— 法令・制度改正 — 税制改正要望 — 予算 ○ 30年度要求予算額: 28,582 千円 29年度予算額: — 千円 28年度歳出予算現額※1: — 千円 28年度決算額: — 千円 - 使用割合: — % — 機構定員要求 — その他(具体的に)	—
該当施策概要	我が国での平成30(2018)年におけるフォーラム開催に向けて、関係省庁間での連携のもと、基調講演、セッション発表の実施に関する調整を含めた必要な準備を進め、フォーラムでの発表・意見交換等を通じた国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	12-2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	総務省		
	政策統括官(統計基準担当)室国際統計管理官室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

第 7 回ジェンダー統計グローバルフォーラム(2018 年)の招致について



1 ジェンダー統計グローバルフォーラムとは

ジェンダー統計の作成能力向上や知識の共有を目的として、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に国連が主催する国際会議。隔年開催であり、直近は、2016（平成 28）年の第 6 回フィンランド会合。

2 第 7 回フォーラムの国内招致

我が国は、2018 年開催の第 7 回ジェンダー統計グローバルフォーラムの招致を、本年 3 月に開催された国連統計委員会第 48 回会合において表明。

なお、東アジア地域での同フォーラムの開催は初めて。

※ 過去の開催国は、「参考 1」参照。

3 開催時期： 2018 年秋頃（想定）

4 開催地： 東京

5 人数規模： 約 150 人

6 今後の予定

総務省統計局及び内閣府男女共同参画局をはじめとする関係府省と連携し、議題、開催時期など会議の準備に向けた国連との協議を進める予定。

※ 第 6 回フォーラムにおける主な議題は、「参考 2」参照。

（参考 1）過去のフォーラムの開催年及び開催国

第 1 回（2007 年）	イタリア
第 2 回（2009 年）	ガーナ
第 3 回（2010 年）	フィリピン
第 4 回（2012 年）	ヨルダン
第 5 回（2014 年）	メキシコ
第 6 回（2016 年）	フィンランド



参考：第 6 回フォーラムロゴ

（参考 2）第 6 回フォーラムにおける主な議題

- ・ 女性の経済的エンパワーメント（労働参画率、賃金格差等）の測定
- ・ 女性に対する暴力の測定
- ・ 女性による政治参画の測定
- ・ 生活時間統計等の活用による無償労働の測定
- ・ ジェンダーの視点による持続可能な開発目標（SDGs）のフォローアップ及びレビューの方法

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 104
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	①	① 刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえ、必要な措置を行う。
該当施策名 (事業名)	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	
該当施策の背景・目的	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱(骨子)が採択され、法務大臣に答申が行われた。 この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したことから、同法案の審議状況を踏まえて、必要な措置を行う。	
該当施策の政策手段の分類	○	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知することとする。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	84		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	83		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	法務省		
	刑事局刑事法制管理官		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

刑法の一部を改正する法律の概要

- 平成26年10月～平成27年8月
「性犯罪の罰則に関する検討会」
- 平成27年10月9日 法制審議会に諮問
(平成27年11月～平成28年6月：刑事法(性犯罪関係)部会で審議)
- 平成28年9月12日 法務大臣に答申

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交(性交等)に改め, その罪名を「**強制性交等罪**」とした。
※ 旧法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としていた。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とした。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設けた。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「**強盗・強制性交等罪**」とした。
※ 現行法では,
強盗が先行→無期又は7年以上の懲役(強盗強姦罪)
強姦が先行→5年以上30年以下の懲役(強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化 (旧法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とした。

※ 公布の日：平成29年6月23日

※ 施行期日：平成29年7月13日

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 105
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	②	②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進 性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進する。また、運営の安定化を図るため、未設置の地方公共団体に対して設置の働きかけを更に行うとともに、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	
該当施策の背景・目的	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 11,597 千円
		29年度予算額: 9,120 千円
		28年度歳出予算現額※1: 8,986 千円
		28年度決算額: 5,970 千円
		使用割合: 66.4 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	93		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	79		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大 項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

性犯罪被害者等支援体制整備促進事業

1. 目的

地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するために必要なスキルや支援体制整備の推進にむけた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができると期待される体制整備を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員
- ・ 民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員

●主な研修テーマ

- ・ 国及び地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 民間支援団体による性犯罪・性暴力被害者支援の取組について
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援体制の整備にむけた取組について

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 106		
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現			
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進			
細項目	②	②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進 性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置を促進する。また、運営の安定化を図るため、未設置の地方公共団体に対して設置の働きかけを更に行うとともに、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。			
該当施策名 (事業名)		性犯罪・性暴力被害者支援交付金			
該当施策の背景・目的		行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。 全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。			
該当施策の政策手段の分類		—	法令・制度改正		
		—	税制改正要望		
		○	予算		
			30年度要求予算額:	212,771	千円
			29年度予算額:	163,386	千円
			28年度歳出予算現額※1:	—	千円
			28年度決算額:	—	千円
			使用割合:	—	%
		—	機構定員要求		
		—	その他(具体的に)		
			—		
該当施策概要		センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業			

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	80		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

1. 目的

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されている。

全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。

2. 概要

センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。

【交付対象経費】

- * 都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業
- * 被害者支援体制の強化に係る事業
- * 医療費等の公費負担事業

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 107
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 <u>犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。</u> また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。
該当施策名 (事業名)	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	
該当施策の背景・目的	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 28,156 千円 の内数
		29年度予算額: 28,156 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県警察に対する通達の発出(「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」(平成28年4月))
該当施策概要	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 平成30年度においても、引き続き同額の予算を要求し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	89		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	82		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）した上、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

平成30年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。

（平成30年度概算要求予算額：28,156千円の内数）

※ カウンセリング費用の公費負担制度の運用状況（平成29年4月1日現在）

○ 一般身体犯：33都道府県（前年度比＋23都道府県）

○ 性 犯 罪：36都道府県（前年度比＋23道府県）

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 108
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。 また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。
該当施策名 (事業名)	性犯罪被害相談電話番号の統一化	
該当施策の背景・目的	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤルを導入した。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 3,840 千円 の内数
		29年度予算額: 3,328 千円 の内数
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
	—	使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に) 都道府県警察に対する通達の発出(「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の運用開始について(通達)」(平成29年7月))
該当施策概要	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル(#8103)を導入し、国民への周知を図る(平成29年8月3日から運用開始)。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	89		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	7-4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

施策名：「性犯罪被害者相談電話番号の統一化」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害者相談電話番号の全国統一化

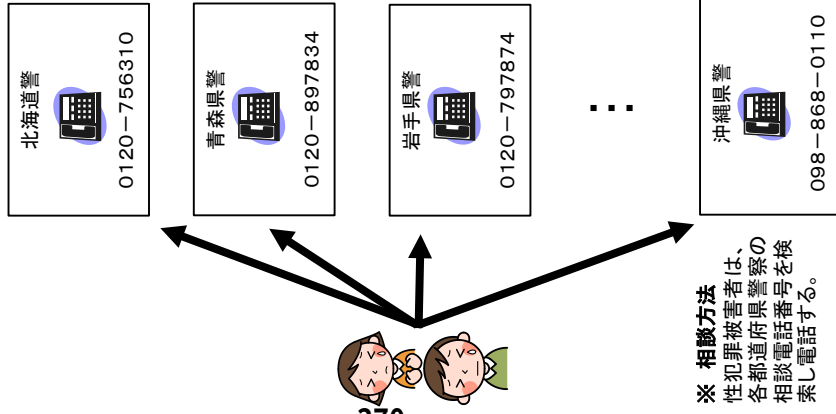
性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103）を導入。
（平成29年8月3日から運用開始）

期待される効果

- シンプルな全国共通の性犯罪被害者相談電話番号の導入により、相談窓口の認知度がアップ。
- 相談者にとって相談窓口へのアクセスがより容易になることにより、性犯罪被害の潜在化防止に効果。

性犯罪被害者相談電話番号の統一化

現 状



課題

- 認知度が低い
- 利便性が低い

その理由

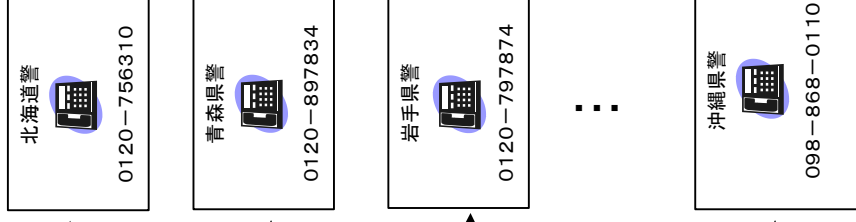
- 各都道府県警察が、個別番号の広報活動を実施するため、広報対象が限定的
- 個別番号のため、全国規模の広報活動が困難
- 各都道府県ごとに個別番号で運用しているため、利用者に分かりにくいなど

改善

現状の番号も使いつつ、全国统一されたシンプルなダイヤル番号でも運用



共通番号
「#8103
(ハートさん)」



期待される効果

- 都道府県に捉われないことなく同一番号で利用が可能となり、利便性が向上
- 全国規模の周知活動による国民の認知度向上
- 各都道府県警察の広報活動に相乗効果

全国統一ダイヤル化

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 109
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(1)	(1) 性犯罪への対策の推進
細項目	③	③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。 また、都道府県警察ごとに設置されている性犯罪被害の相談電話番号(加入電話又はフリーダイヤル)について、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入し、国民への周知を図る。 加えて、各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性警察官等を指定し、被害者が捜査の過程において受ける精神的負担の緩和に努める。 また、警察庁及び都道府県警察において、性犯罪捜査に従事する女性警察官等を対象とした研修等を引き続き実施し、実務能力の向上を図る。
該当施策名 (事業名)	女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	
該当施策の背景・目的	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成29年4月現在8,557名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	—	予算
		30年度要求予算額: — 千円
		29年度予算額: — 千円
		28年度歳出予算現額※1: — 千円
		28年度決算額: — 千円
		使用割合: — %
	—	機構定員要求
	○	その他(具体的に) 都道府県警察に対する通達の発出(「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について」(平成29年6月)、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について」(29年7月))
該当施策概要	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	91		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7—4	性犯罪への対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	警察庁		
	刑事局 捜査第一課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
 警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 各管区警察局長広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第80号、丁刑企発第55号
 丁生企発第367号、丁少発第212号
 平成29年6月26日
 警察庁刑事局捜査第一課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長

刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について
 (通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行される。改正の趣旨等については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の点に留意して、関係規定の適切な運用を推進されたい。

なお、法務省から各検察庁に対して、改正概要等を示した通達(別添参照)が発出されたので、参考とされたい。

記

1 関係規定の適切な運用

(1) 適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進

性犯罪捜査については、これまでも組織的かつ重点的に推進してきたところであるが、悪質重大な性犯罪に対して厳正な対処を求める国民の期待に応えるためには、これまで以上に、適正かつ緻密な性犯罪捜査の推進が求められる。特に、改正法により構成要件に変更のあった罪、新たに規定が設けられた罪等については、収集した証拠資料や関係者から得られた供述を吟味した上で、関係規定の適切な運用を図ること。

(2) 警察本部による指導の徹底

性犯罪捜査においては、従来から各都道府県警察本部に設置された性犯罪捜査指導官等により、被害の届出から事件終結まで継続的に指導を実施しているところであるが、強姦罪等の非親告罪化を含め、今回の改正に関する事項についても、警察本部による捜査指導をよりきめ細やかに実施すること。

2 指導教養の徹底

性犯罪の認知時においては、刑事、生活安全部門の捜査員を始め、様々な警察職員がその対応を求められることがあることから、改正法の規定内容等とと

もに、被害者の心情に配慮した対応がなされるよう十分な指導教養を実施すること。

3 体制の整備

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等を引き続き促進し、被害者の望む性別の警察官によって対応することができる体制の整備に努めるとともに、今回の改正規定が適切に運用されるよう、警察職員に対する指導教養を行う体制の整備に努めること。

4 性犯罪への組織的対応

改正法の内容を含めた関係規定の適切な運用を図るとともに、より適正かつ緻密な性犯罪捜査を推進するため、性犯罪については、被害相談の段階から警察本部で確実に把握するなどにより、組織的対応がなされるよう徹底すること。

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	I種(平成35年3月31日まで)

警視庁刑事部長
警視庁総務部長
警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校刑事教養部長
警察大学校警務教養部長
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察局総務(監察)部長

警察庁丁捜一発第81号、丁給厚発第238号
丁少発第227号、丁刑企発第58号
平成29年7月5日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁長官官房給与厚生課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局刑事企画課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について(通達)

第193回国会において、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が成立し、本年7月13日から施行される。改正の趣旨及び要点については、「刑法の一部を改正する法律の公布について(通達)」(平成29年6月23日付け警察庁丙刑企発第47号ほか)により示したとおりであるが、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、引き続き被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進されたい。

記

1 捜査過程における被害者への配慮

(1) 被害者のプライバシー等に対する配慮

性犯罪においては、被害者が推知されたり、被害状況等が明らかとなることで、被害者のプライバシー等が著しく侵害されるおそれがあることから、被害者のプライバシー等の保護に配慮することが極めて重要である。

各種捜査活動においては、性犯罪の被害者に関する情報の取扱いに細心の注意を払うとともに、実況見分等の捜査活動や医療機関への付添い等の警察施設外における活動の際は、可能な限り被害者が人目に付かないように配慮すること。

また、警察施設内であっても、被害者からの事情聴取等に際しては、被害者のプライバシー等が十分守られ、被害者が安心できる環境において行うこと。

(2) 被害の届出等の適切な対応

性犯罪被害に係る届出や相談があった場合には、被害者の立場に立ち、被害者の体調等について配慮しながら、医療機関への早期受診の要否等を判断するとともに、証拠の保全等の必要な事項についても丁寧に説明すること。

また、性犯罪被害に係る届出や相談をしやすい環境の整備に努めること。

(3) 被害者の希望を踏まえた対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察職員によって対応することが必要であることから、性犯罪被害の届出等の際には、対応する警察職員の性別に関する希望を確認するなどして、適切に対応すること。

また、事情聴取等の際は、可能な限り被害者の都合等を考慮するなど、被害者の負担軽減に努めること。

(4) 重複聴取の防止

性犯罪の被害者が、自らの被害状況を再び想起することは、極めて大きな精神的負担を伴うものであることから、繰り返し重複した事情聴取が行われることのないよう、担当捜査員を指定するなどして必要最小限の回数で聴取するよう努めること。

(5) 非親告罪化への適切な対応

改正法により、強姦罪等を親告罪とする規定が削除され、強制性交等罪や強制わいせつ罪が非親告罪となっているが、これは、親告罪であるために、性犯罪の被害者が告訴するか否かの選択を迫られていると感じたり、告訴したことで被告人から逆恨みされるのではないかという不安を持つことがあるため、非親告罪化することで被害者の精神的負担を軽減しようとするものであることから、被害者の意思を確認するなどの際は、改正の趣旨を十分に理解した上で、適切に対応すること。

2 適切な被害者支援の実施

(1) 性犯罪被害者に対する適切な支援の実施

捜査部門と犯罪被害者支援部門は相互に連携し、被害者の状況に応じて、部内カウンセラーや警察が委嘱している部外カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、精神的被害のケアに特段の配慮をすること。

また、性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担制度、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度等の被害者支援制度について、被害者に対して適切に教示すること。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携すること。

(2) 被害少年に対する適切な支援の実施

人格形成の途上にある少年が、性犯罪被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、その精神的被害の回復を図るため、少年補導職員等の専門職員が、被害少年に対して適切な助言を行うなど必要な支援を実施するほか、必要に応じて、関係機関等への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、学校等と連携した環境調整等

の継続的な支援を適切に実施すること。

また、こうした支援業務は、担当職員のみでは効果的な実施が困難な場合も多いことから、あらかじめ被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱している臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を必要に応じて受けること。

3 指導教養の充実等

(1) 指導教養の充実

性犯罪捜査に関する専科教養、研修等の実施に当たっては、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた講義や、被害者の事情聴取場面を設定したロールプレイによる実戦的な指導を導入するなど、より一層内容の充実に努めること。

(2) 警察職員に対する指導教養の実施

性犯罪は、夜間帯における急訴事案として認知する場合もあり、性犯罪捜査を担当する捜査員のみならず、様々な警察職員が被害者からの事情聴取等に当たる可能性があることから、刑事部門の捜査員のみならず、性犯罪への対応が想定される警察職員に対しても、捜査過程における被害者への配慮等について、広く指導教養を行うこと。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 110
大項目	Ⅱ	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現
中項目	1	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
小項目	(2)	(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶
細項目	①	①「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)(子供の性被害防止プラン)に基づき、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上を図るとともに、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した対策を総合的に推進する。 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。
該当施策名 (事業名)	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	
該当施策の背景・目的	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 2,304 千円
		29年度予算額: 2,304 千円
		28年度歳出予算現額※1: 2,406 千円
		28年度決算額: 2,133 千円
		使用割合: 88.7 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	—		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	—		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	7-7	人身取引対策の推進
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	—	
担当府省・担当課	内閣府		
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施

1. 目的

人身取引対策行動計画2014(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。

人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。

2. 概要

性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、配布する。

* 配布先等

関係省庁、地方公共団体、女性団体、大使館、空港・港湾、大学、高専等